

令和8年

伊豆の国市教育委員会 3月定例会

会議録

## 令和8年伊豆の国市教育委員会3月定例会

開会年月日 令和8年3月25日(水) 午後3時00分～午後4時35分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒 頭 (学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定 (教育長)
- 4 会期の決定 (学校教育課長)
- 5 2月定例会会議録の承認 (学校教育課長)
- 6 教育長報告 (教育長)
- 7 議事日程 (議事進行:教育長)

日程第1	報告第6号	令和8年伊豆の国市議会3月定例会提出議案の議決について
日程第2	報告第7号	伊豆の国市立小・中学校処務規程の一部改正について
日程第3	報告第8号	伊豆の国市文化財保護審議会に諮問した市指定文化財候補の適否に係る答申について
日程第4	報告第9号	伊豆の国市指定文化財の名称変更について
日程第5	報告第10号	伊豆の国市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
日程第6	報告第11号	伊豆の国市学校施設長寿命化計画の改訂について
日程第7	報告第12号	要保護児童生徒の就学援助資格の継続認定について
日程第8	議案第12号	地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
日程第9	議案第13号	伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例施行規則の制定について

日程第 10	議案第 14 号	伊豆の国市指定有形文化財及び史跡の指定について
日程第 11	議案第 15 号	伊豆の国市学校医（園医）の委嘱について
日程第 12	議案第 16 号	伊豆の国市学校歯科医（園歯科医）の委嘱について
日程第 13	議案第 17 号	伊豆の国市学校薬剤師（園薬剤師）の委嘱について
日程第 14	議案第 18 号	学校運営協議会委員の任命について
日程第 15	議案第 19 号	伊豆の国市文化財保護審議会委員の委嘱について
日程第 16	議案第 20 号	準要保護児童生徒の就学援助資格の継続認定について

## 8 閉 会（教育長）

出席者	教育委員会	教育長	菊池之利
	同	委員	岩田幸晴
	同	委員	清水照子
	同	委員	前田泰宏
	同	委員	宮代麻衣子

### 説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡邊直人
教育施設整備課長	植松明久
生涯学習課長	近藤卓哉
文化財課長	工藤雄一郎
幼児教育課長	平井仁史
学校教育課統括監	濱田晃治
学校教育課教育支援監	杉崎ことみ

### 会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長	古木智己
教育総務係長	田村由美
学校教育課教育総務係	鈴木由佳

## 9 その他（進行：学校教育課長）

### ① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について

- ② 伊豆の国市職員人事異動内示について
- ③ 県費教職員の人事異動について
- ④ 次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和8年4月21日（水） 午後3時00分～

場所：中央図書館（大仁） 2階視聴覚室

日時：令和8年5月26日（火） 午後3時00分～

場所：あやめ会館2階 会議室

- ⑤ 臨時教育委員会の開催について

日時：令和8年5月18日（月） 午後3時30分～

場所：あやめ会館2階 会議室

※教育委員任命式の後の開催となります。

■古木学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和8年教育委員会2月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、岩田委員と清水委員をお願いいたします。

■古木学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日3月25日、1日のみということで処理をしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会2月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■古木学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長をお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第6号「令和8年伊豆の国市議会3月定例会提出議案の議決について」の説明を

お願いします。

■古木学校教育課長

学校教育課の古木です。よろしくお願いいたします。

報告第6号「令和8年伊豆の国市議会3月定例会提出議案の議決について」報告いたします。

3月議会へ提出した議案は、令和7年度一般会計補正予算及び令和8年度一般会計予算と幼児教育課関係の通園支援に関する新規条例が2件、歴史・文化拠点施設の設置、管理関係の条例の一部改正が1件、歴史・文化拠点施設関係の契約の一部変更が2件、給食費の権利の放棄が2件、教育委員会の意見聴取案件ではありませんが、人事案件が2件、合計11件でありました。

すべての議案については、原案通り可決をいただいております。

また、教育委員会の意見に付さない人事に関する議案として資料10番 教育長の任命の同意につきましても、菊池之利教育長の再任の同意が得られましたので、令和8年6月11日より新たに3年間お願いすることになります。また、11の教育委員の任命の同意につきましても、清水照子委員の再任の同意が得られましたので、令和8年5月18日より新たに4年間教育委員をお願いすることとなりますので、よろしくお願いいたします。

説明は、以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第7号「伊豆の国市立小・中学校処務規程の一部改正について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

報告第7号「伊豆の国市立小・中学校処務規程の一部改正について」報告いたします。

本規程の目的ですが、伊豆の国市立小・中学校における校務処理及び執務要領について定めるものであります。

資料1ページの新旧対照表をお願いします。今回の改正内容でございますが、第16条の出退勤の記録等について、これまでタイムカードにより打刻していたものをタイムレコーダーに変更するものであります。

月ごとの出退記録をタイムカードの打刻に基づき集計していたものを、公務の負担軽減につなげるため、ICカード式にすることにより自動的に出勤簿として管理できるソフトに変更したものです。なお、施行日は令和8年4月1日としております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第3 報告第8号「伊豆の国市文化財保護審議会に諮問した市指定文化財候補の適否に係る答申について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課工藤より説明いたします。

伊豆の国市文化財保護審議会に諮問した市指定文化財候補の適否に係る答申についてです。

伊豆の国市文化財保護審議会に対し、伊豆の国市文化財保護条例第25条で準用する第4条の規定に基づき、伊豆の国市指定有形文化財及び記念物の指定について諮問したところ、令和8年2月8日付で別紙のとおり答申を受けたので報告します。答申の内容は次のとおりです。答申書をご覧ください。

「宗徳寺伝来諸像 附 木造伝千手観音菩薩立像」を伊豆の国市指定有形文化財に、「真珠院摩崖仏」を伊豆の国市指定史跡にそれぞれ指定することが適当である、との答申であります。

なお、後ほど議案第14号でご審議いただく議案において、この答申に基づき、伊豆の国市教育委員会において指定の可否をご判断いただくこととしております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第4 報告第9号「伊豆の国市指定文化財の名称変更について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課工藤より説明いたします。

伊豆の国市指定文化財の名称変更についてです。

伊豆の国市文化財保護審議会において、伊豆の国市指定文化財の名称変更が承認されたので報告します。変更の内容は次のとおりです。

次ページをご覧ください。従来「中世在銘石造物群」として有形文化財に指定されていたものの内、「定仙大和尚五輪塔」が、令和7年11月21日付で静岡県指定文化財（考古資料）となり、ま

た今般「真珠院摩崖仏」を伊豆の国市指定史跡に指定する答申がなされたことから、それらを除く3点の石造物を「真珠院伝来石造物（建武二年銘）」に名称変更するものです。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■菊池教育長

続きまして、日程第5 報告第10号「伊豆の国市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」の説明をお願いします。

■濱田統括監

報告第10号「伊豆の国市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」学校教育課濱田がご説明申し上げます。

これまで総合教育会議においても報告をさせていただいております内容ですが、案の段階で、各学校に一度下ろしまして意見等を集約し、多少の修正をしたところでございます。

なお、本計画につきましては、文科大臣の指針に則って作成をしたものでございます。伊豆の国市の実情に応じて多少のアレンジをしております。

今後は市のホームページへ掲載し地域住民にも周知をしていく予定になっております。

また計画の進捗状況につきましては、総合教育会議の中で情報をお伝えし、また、課題がありましたら内容を修正しながら進めていくということになります。

細かな内容につきましては、お読み取りください。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第6 報告第11号「伊豆の国市学校施設長寿命化計画の改訂について」の説明をお願いします。

■植松教育施設整備課長

教育施設整備課の植松です。

報告第11号「伊豆の国市学校施設長寿命化計画の改訂について」資料を見ながら説明させていただきます。

1 計画改訂の趣旨

本市では、令和3年3月に「伊豆の国市学校施設長寿命化計画」を策定し、学校施設の計画的な維

持管理及び長寿命化を推進してきました。本計画では、おおむね5年ごとに総合的に見直しをすることから、施設の現状や今後の整備方針を整理するため、本計画の改訂を行うものです。

## 2 学校施設の現状

市内の学校施設は、昭和期から平成初期にかけて建設された建物が多く、築50年以上の校舎が半数近くを占めています。これらの施設では、外壁や屋上防水、設備機器等の老朽化が進行しており、安全性の確保や教育環境の維持のため、計画的な改修や更新が必要となっています。

## 3 更新コストの試算

学校施設の整備方法について、令和3年3月に作成した当初計画と同様に、建替を中心とした従来型と改修を中心とした長寿命化型の2つの考え方により試算を行ったところ、いずれの場合においても、資材の高騰や老朽化施設の更新需要が集中することなどから、中長期的には整備費用が更に大きく増加することが見込まれる結果となりました。

長寿命化計画の18ページをご覧ください。改修等の基本的な方針というところで、従来型の保全計画と、長寿命化型のパターンを示してございます。これは当時のままです。少し年数等の差異がありますがご容赦いただき、イメージとしてご覧ください。

従来の保全状況、これはまず竣工してからの経過に合わせ、機能回復中心の修繕等を進めながら、60年後に建て替えをするというのが、従来型の保全方法になります。

一方で、長寿命化のパターンの一般的な改修周期としては次の表になります。考え方としましては、この計画となりますが、昭和初期に建てたものをこの考え方によりこれまで修繕・改修を行ってきたかというところではございません。令和3年3月に立てた長寿命化計画よりこの考え方を採用しており、実際の改修についてこの通りに行われているということではないことをご承知おきください。

まず校舎を竣工しますと20年後に機能回復のため中規模の補修を行い、40年経って機能向上、長寿命化の改修を行います。改修のイメージとしますと鉄筋コンクリートの柱を残して、壁床を壊して給排水設備を入れ替えるという大規模な機能の保全補修をし、また20年後の60年経過時に中規模の修繕を行うことで、80年程度もたせていくというのが、長寿命化の考え方になります。

今後どちらの考え方で改修を行うにしろ、建てた時期が集中しているため改修、建て替え等々を考えたときに、どうしても整備時期が集中してしまいます。そこで、整備費を平準化していくため、長寿命化型の考え方を採用して計画を進めております。

15ページをお開きください。グラフを見ていただきますと、過去の関連経費約3.8億円とあり、年間の投資がイニシャルコストとともに示されています。この計画の改定段階から、従来型いわゆる建て替え型のやり方でやっていきますと、20年おきに改築、大規模改修があり、建て替えも同時に進めていきますと、この10年で年間27.2億円の整備費がかかるという試算が出ております。

22ページの長寿命化型のグラフをご覧ください。長寿命化を進めることで一度に建て替えるのではなく、修繕を繰り返していきますので、少し平準化されていることが見てとれるかと思います。

現在の考え方としますと長寿命化型を進めることで、なるべく長く建物を使用するという考え方で整備を行っており、それに合わせた更新コストの試算をしております。

A4の説明資料方に戻っていただきまして、

#### 4 学校施設整備を取り巻く状況

コスト試算をした結果、費用が大きく増加するということが見込まれる結果となっております。

一方で、本市では公共施設全体の更新需要が増大しており、限られた財源の中で計画的な施設整備を行う必要があります。また、今後は児童生徒数の動向や教育環境の変化を踏まえ、学校施設の再編や配置の在り方についても検討を進めていく必要があります。

このため、施設整備については、学校施設の将来的な方向性と整合を図りながら進めていくことが重要であると考えております。

#### 5 今後の整備方針

以上の状況を踏まえ、本計画における施設整備の考え方を整理しました。

まず第一に、学校施設の安全確保を最優先とします。児童生徒、先生方の安全確保を優先する整備を進めます。

次に、施設の劣化状況に応じた計画的な維持管理を行います。

また、公共施設全体の整備計画や財政状況との整合を図る。これは限られた予算の中で維持管理を行っていくということです。

そして、今後の学校施設の在り方の検討結果を踏まえ、実施計画を適宜見直します。将来の学校の在り方や方向性等について方針が出た際には、長寿命化計画を適宜変更していくということです。

#### 6 当面の対応（結論）

更新コストの試算結果を踏まえると、学校施設の整備費用は中長期的に増大することが見込まれま

す。しかしながら、本市の財政状況や公共施設全体の整備とのバランスを考慮する必要があることから、今後4年間については、安全確保を最優先とした必要最小限の整備を実施することとします。

その後、学校施設再編等の学校の在り方に関する検討結果を踏まえ、長寿命化計画の実施計画（整備内容・事業費等）を改めて見直し、再構築するものとします。

報告は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

ここに令和8年度年度予算については、この計画には特に書いてない状態ですか。

■植松教育施設整備課長

予算については、ここには記載してございません。27ページ以降にA3資料がございますのでご覧いただけますでしょうか。

令和8年度につきましてはガラスフィルムの更新を計画しております。学校の窓ガラスの劣化が進んでおり、この状態でガラスが割れた際に、フィルムがほとんど機能しなかったそうです。

生命財産を守り防災上の観点等々から、この内容で8年度9年度は計画をしております。

10年度11年度は、長寿命化計画の中で当初より予定をしております。床面の改修については必要性の検討を進めていきたいと考えております。今後は学校を精査した中で10年度以降については、実施内容についてさらに検討していきたいと思っています。

■前田委員

緊急性とか安全性の面で、まずはそのガラスフィルムというところで、22ページの長寿命化型のコストのところでは令和8年に20億近くということですが、そこまではいかないですか。

■植松教育施設整備課長

予算規模とすると例年と同じ規模となります。これは試算であって、このことをやっていこうとするとこれだけのお金が必要になることの試算になっております。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第7 報告第12号「要保護児童生徒の就学援助資格の継続認定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

<略>

■菊池教育長

続きまして、日程第8 議案第12号「地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

引き続き学校教育課の古木が説明します。

議案第12号「地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

資料4ページ目をご覧ください。

これは2月の定例教育委員会にてご承認いただいた協議書について、教育委員会と市長の協議がまとまったことから、規則を改正するものであります。

内容については、1ページの新旧対照表のとおり、文化財展示施設が令和8年3月に完成することから、関連する事項を削除するものであります。

なお、規則の施行日は、令和8年4月1日としてございます。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第12号「地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第12号「地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、承認されました。

続きまして、日程第9 議案第13号「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例施行規則の制定について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課工藤より説明いたします。

伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理及び観覧料等に関する条例施行規則の制定について。

伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例（令和7年伊豆の国市条例第37号）の施行に関して必要な事項を定めるため、条例施行規則を制定するものです。

参考資料をご覧ください。

制定の趣旨は申し上げたとおりです。主な内容ですが、開館時間を午前9時から午後4時半までとすること、休館日を毎週水曜日・年末年始とすること、歴史館所蔵資料の撮影等に関する規定、市民交流室の使用及び観覧料等の減免に関する規定となっております。

施行期日は、歴史館が正式にオープンする令和8年5月31日からとしております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第13号「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例施行規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

議案第13号「伊豆の国市歴史・文化拠点施設の設置、管理、観覧料等に関する条例施行規則の制定について」は、承認されました。

続きまして、日程第10 議案第14号「伊豆の国市指定有形文化財及び史跡の指定について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課工藤より説明いたします。

伊豆の国市指定有形文化財及び史跡の指定についてです。

先ほど報告いたしましたとおり、伊豆の国市文化財保護審議会より、「宗徳寺伝来諸像 附 木造伝千手観音菩薩立像」を伊豆の国市指定有形文化財に、「真珠院摩崖仏」を伊豆の国市指定史跡に、それぞれ指定することが適当であるとの答申を受けております。

この答申に基づき、伊豆の国市教育委員会において指定の可否をご判断いただくものであります。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 14 号「伊豆の国市指定有形文化財及び史跡の指定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 14 号「伊豆の国市指定有形文化財及び史跡の指定について」は、承認されました。

続きまして、日程第 11 議案第 15 号「伊豆の国市学校医（園医）の委嘱について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

議案第 15 号「伊豆の国市学校医（園医）の委嘱について」説明いたします。

学校保健安全法第 23 条第 1 項では、学校には学校医を置くと規定され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 33 条第 1 項では、保育所には嘱託医を置くと規定されております。これにより市の学校管理規則を定め、学校医及び園医を委嘱するものであります。

現在の委嘱期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることから、継続もしくは新たに委嘱するものです。

資料 3 ページをお願いします。

耳鼻科医では順天堂の楠木先生が退職されるので、後任の服部宗孝先生から、大仁耳鼻科の佐藤先生の後任の佐藤将盛先生から、江間クリニックの桜田先生の後任の桜田睦先生から学校医及び園医の承諾をいただいております。また、その他 7 人の先生からは再任の承諾をいただいております。

委嘱の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

説明は、以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 15 号「伊豆の国市学校医（園医）の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 15 号「伊豆の国市学校医（園医）の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 12 議案第 16 号「伊豆の国市学校歯科医（園歯科医）の委嘱について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

議案第 16 号「伊豆の国市学校歯科医（園歯科医）の委嘱について」説明いたします。

学校保健安全法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び伊豆の国市学校管理規則に基づき、学校歯科医及び園歯科医を委嘱するものです。

現在の委嘱期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることから、継続もしくは新たに委嘱するものです。

資料 4 ページに記載の 19 人の歯科医師より再任の承諾を受けております。

なお、委嘱の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 16 号「伊豆の国市学校歯科医（園歯科医）の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

議案第 16 号「伊豆の国市学校歯科医（園歯科医）の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 13 議案第 17 号「伊豆の国市学校薬剤師（園薬剤師）の委嘱について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

議案第 17 号「伊豆の国市学校薬剤師（園薬剤師）の委嘱について」説明いたします。

学校保健安全法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び伊豆の国市学校管理規則に基づき、学校薬剤師及び園薬剤師を委嘱しており、現在の委嘱期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となることから、継続もしくは新たに委嘱するものです。

資料 2 ページをお願いします。

岩下薬局の高橋薬剤師の後任の柄田薬剤師より学校薬剤師の承諾をいただいております。また、

その他 6 人の薬剤師からは再任の承諾をいただいております。

委嘱の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

説明は、以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 17 号「伊豆の国市学校薬剤師（園薬剤師）の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

議案第 17 号「伊豆の国市学校薬剤師（園薬剤師）の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 14 議案第 18 号「学校運営協議会委員の任命について」の説明をお願いします。

■濱田統括監

ご説明いたします。

伊豆の国市学校運営協議会委員の任命についてでございます。

伊豆の国市学校が公営競技会規則の第 8 条 1 項の規定に基づき、別紙の通り、伊豆の国市小中学校 9 校の学校運営協議会委員を任命するものであります。

1 ページ目からご覧ください。

今年度より、市内小中学校全 9 校に設置となりました学校運営協議会ではありますが、今年度任命期間が令和 8 年 3 月 31 日まででしたので、次年度の委員につきまして、各校より推薦がありましたのでご覧いただきます。

次ページ目から 6 ページにある通り新任の者が 24 名、再任のものが 61 名ということで合計 85 名の委員の方を新たに任命するものでございます。

任期につきましては令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとなっております。

退任者が全体の 7 割ということで非常に多く、全校設置 2 年目となりますが、より具体的な活動が推進できるようにということで期待をしているところでございます。

また先ほど報告いたしました業務量管理、健康確保措置実施計画の中でも触れてございますけれども、働き方改革の視点からも、この学校運営協議会と並びに生涯学習課の所管する地域学校協働本部とのより一層の連携が重要となってきます。

今後の活動に期待をしたいと思います。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 18 号「学校運営協議会委員の任命について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 18 号「学校運営協議会委員の任命について」は、承認されました。

続きまして、日程第 15 議案第 19 号「伊豆の国市文化財保護審議会委員の委嘱について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課工藤より説明いたします。

伊豆の国市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

伊豆の国市文化財保護条例（平成 17 年条例第 69 号）第 46 条の規定に基づき、伊豆の国市文化財保護審議会委員を委嘱するものです。

現委員である柴雅房氏が退任され、令和 8 年 4 月 1 日付で伊豆の国歴史館いずしるの館長に就任されることに伴い、新たに松本和明氏を委員に委嘱します。

任期は、柴委員の残任期間である令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日となります。

資料 2 ページに他委員も含めて名簿を載せてございます。

全部で 4 名ということで、松本和明氏が柴雅房氏に代わり委員になるものです。

松本氏は、日本近世史が専門で、静岡大学人文社会科学部教授を務めていらっしゃいます。

また伊豆の国市史跡等整備調査委員会の委員もお務めいただいております、適任であると考えております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

補欠というのはどういった人のことを言うのか。

■工藤文化財課長

文化財保護審議会の委員の任期が2年ということで、柴委員が1年間勤めたところで退任されるということで、その補欠として委員に入っていただくということになりますので、残任期間が1年間ということになります。

補欠の委員という形で条文の方に規定されておりますので、そのような表現をしております。

■前田委員

任期が短い人は補欠というのですか。

■工藤文化財課長

そうですね。前の方が途中で退任されて、それに代わって委嘱された方についてそのような言い方をします。

■前田委員

分かりました。

■清水委員

審議会は、委員10人以内っていうふうに規定されていると思うのですが、今4人っていうことですが、4名で間に合っているということですか。

■工藤文化財課長

4名の方の備考欄を見ていただきますと、専門分野が載っていると思いますが、伊豆の国市の文化財に関しましては、基本的にはこの建築物それから祭りや民俗など、無形の文化財である民俗学、それから古文書などを関係のそういったものを扱う近世史あるいは中世史の文献史学の方、そして埋蔵文化財を取り扱う考古学の方がいることによってほぼ網羅されております。ただ、もちろん今回指定をした仏像のようなものについては、この4名の方では範囲外になりますので、その場合には適宜、専門の方をお呼びして、知見を伺った上で指定をしているということになりますので、通常の委員としては10名まで委嘱できるんですけども、4名の方で運営をしているところでございます。

■清水委員

足りない場合は来てもらうということですね。

■工藤文化財課長

今後ですね、今のところ予定はしていませんけれども、例えば植物や動物などの天然記念物、そういったものの指定が考えられる場合には新たに委嘱をするか、もしくはそういったことの専門の方をそのときにお呼びして調査をして頂き助言をいただくということになるかと思っております。

■清水委員

分かりました。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 19 号「伊豆の国市文化財保護審議会委員の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 19 号「伊豆の国市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 16 議案第 20 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の継続認定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

議案第 20 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の継続認定について」は 52 件承認、1 件却下されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、3 月定例会を閉会といたします。

令和 8 年 月 日

署名委員

署名委員